

袋井市都市計画審議会

会議録

(情報公開用)

開催日 令和3年1月19日(火)

場 所 袋井市役所 5階 第一委員会室

袋井市都市計画審議会会議録

- 1 開催日時 令和3年1月19日(火)
午後1時30分から午後15時00分まで
- 2 開催場所 袋井市役所 5階 第一委員会室
- 3 出席者 都市計画審議会委員(13名中12名)
戸塚文彦、戸塚哲夫、内田正春(会長)、豊田浩子、
長野寛、荻原克夫、倉田裕司、長尾亜子、早川麻由美、
川島淳子、内山裕一(代理 森下勝典)、高橋正則

事務局(7名)

榛葉和弘 都市建設部長、石井哲 都市建設部技監、
都市計画課：石田和也 課長、清水修二 参事兼まちづくり計画室長
山田豊 主任主査、鈴木悠一郎 副主任

※袋井市都市計画審議会条例第7条第2項に基づき、委員の半数以上が出席していることから、定足数を満たしています。

4 議事

(1) 審議事項

- 第1号議案 中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について〈静岡県決定〉
→原案のとおり了とする答申
- 第2号議案 中遠広域都市計画 浅岡岡山線の変更について 〈静岡県決定〉
→原案のとおり了とする答申
- 第3号議案 中遠広域都市計画 村松山科線ほか7路線の変更等について〈袋井市決定〉
→原案のとおり議決

会 議 録

1 開会

2 市民憲章唱和

3 市長あいさつ

4 会長あいさつ

5 議事

(1) 審議事項

(会議録署名人に長尾亜子委員を指名した。)

第 1 号議案 中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について〈静岡県決定〉 (概要)

平成 27 年度以降に実施した都市計画に関する基礎調査の結果、第 7 回定期見直し以降の当該都市の発展の動向、人口及び産業の現状、将来の見通し等が明らかとなり、これらを勘案し、長期的視点に立った都市の将来像、都市計画の基本的な方向性等を見直す必要が生じたことから変更を行う。

○議長

それでは、これより審議事項に入ります。第 1 号議案 中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(第 1 号議案について説明。)

○議長

ただいま、第 1 号議案について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○■■委員

静岡県が策定する計画ということですが、袋井市の意見をどのくらい反映することができるのですか？一方的に、静岡県が策定するものではないと思いますので、策定までの過程等を教えてください。

○事務局

都市計画部局等の関係部局が集まり調整を重ねたうえで策定しています。市で個々に進めている事業との整合を図ったり、袋井市の都市づくりの方針を示す都市計画マスタープラン等とも十分に整合を図りながら策定を進めてきました。

過程としては、2年前から都市計画基礎調査に基づく調整を始め、昨年度においては、年間5回程度集まり意見交換するとともに、メール等のやり取りを行いながら静岡県と計画案の策定を進めてきました。

○■■■委員

今後、人口減少に伴いインフラの整備等は、エリアを絞って重点的に行っていかなければならないと思いますが、その際に、市街化区域と市街化調整区域を明確に区分して重点的に行うことは検討されていますか？

○事務局

新旧対照表の7頁に示しているように、区域区分の設定については、行わないものとするとしています。農業振興地域の整備に関する法律に基づく調整であったり、都市計画法に基づく開発許可制度など、そういったものは今まで以上に、防災の視点も踏まえた中で、綿密に調整を図りながら進めていくということで、今後も線引きは行わないこととしています。

○■■■委員

市街化区域に設定すると、開発行為を行う場合、開発許可の適用面積が3,000㎡以上から1,000㎡以上となります。水害等の防災面を考えると、より強力で規制することができると思います。

○事務局

非線引きだからと言って開発許可基準を甘くしていることはありません。特に調整池の基準は厳しく指導を行っているところです。ただ、これからの時代、市街地の拡大を抑制していく必要があると認識しています。袋井市では、土地利用事業の適正化に関する指導要綱というものを独自に持っていますので、そういったものとの調整も含めて、今後、検討していきたいと思います。

○議長

他にご意見はないようですので審議は終了いたします。第1号議案 中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、本案のとおり了とする答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見無し)

それでは、第1号議案につきましては当審議会といたしまして本案のとおり了とする答申をさせていただきます。

第2号議案 中遠広域都市計画道路 浅岡岡山線の変更について〈静岡県決定〉

(概要)

将来を見据えたコンパクトで持続可能な都市構造を目指し、効果的・効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路の配置や規模に関する再検証を行った結果、浅岡岡山線を変更する。

○議長

続きまして、第2号議案です。第2号議案 中遠広域都市計画道路 浅岡岡山線の変更について、事務局からの説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案について説明。)

○議長

ただいま、第2号議案について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○■■委員

廃止される部分についてですが、浅羽北小学校が避難所になっています。防災の観点から検証されていますか？

○事務局

当該道路の計画幅員は18mで、現在は幅員16m、2車線、両側歩道の道路構成となっています。車道としては、整備済みのため歩道部分の拡幅を残すのみとなっていますが、防災機能としては十分かと考えています。

また、狭あい道路や建物倒壊等の調査結果から総合的な危険度を判定する災害危険度調査を行っています。これを基に防災都市づくり計画を策定しつつ、地域の災害危険度を確認したうえで、こちらに関しては危険度が低いということから廃止としています。

○議長

他にございませんか。他にご意見はないようですので審議は終了いたします。第2号議案 中遠広域都市計画道路 浅岡岡山線の変更について、本案のとおり了とする答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見無し)

それでは、第2号議案につきましては当審議会といたしまして本案のとおり了とする答申をさせていただきます。

第3号議案 中遠広域都市計画道路 村松山科線ほか7路線の変更等について〈袋井市決定〉

(概要)

将来を見据えたコンパクトで持続可能な都市構造を目指し、効果的・効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路の配置や規模に関する再検証を行った結果、都市計画道路3・4・7号村松山科線ほか7路線を変更、廃止する。

○議長

続きまして、第3号議案 中遠広域都市計画道路 村松山科線ほか7路線の変更等について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案について説明。)

○■■委員

浅名五十岡線の存続部分約320mは、計画幅員16mとなっておりますが、存続とする必要があるでしょうか？交通量も少ないので、現状の10mで十分だと思います。また、16mに整備された場合、交通量も増えて危ないと思いますし、整備費もかかるので廃止したらいかがでしょうか。

○事務局

都市計画マスタープランでは、浅羽支所周辺を地域拠点として位置付けており、拠点の機能強化を図るとしてしています。県道袋井大須賀線西側の水田部分については、市街化の構想が無くなったことから廃止とさせていただきますが、浅羽支所周辺の320m部分については、地域拠点の機能強化を図るために、この都市計画道路の配置が必要だということから存続とさせていただきます。

○■■委員

整備にあたっては費用対効果の検証を行うとともに、県道袋井大須賀線との交差部分は安全な形状となるよう検討してください。

○事務局

事前に配布した図書の議案附図NO.3をご覧ください。県道袋井大須賀線との交差部分は、安全を考慮し直角となるよう変更していきます。この計画に基づいて、実施段階では、費用対効果の検証を行うとともに、公安協議等を行い安全性を確保した中で整備を進めていくこととなります。

○■■委員

浅名五十岡線の整備時期は決まっていますか？

○事務局

浅羽地区では、現在、諸井山の手線の整備を進めております。本市の道路整備については、みちプログラムという整備計画を策定しており、交通安全、交通量の問題、土地利用の視点等で各路線の評価を行い、優先順位の高い路線から整備に取り組んでいます。

当該路線については、現時点では、整備時期は決まっていないため、みちプログラムを見直す時に、再度評価を行った中で、優先順位を定めていくというような手順になるかと思えます。

○■■委員

県道袋井大須賀線から東側に入る時に、現道は、一方通行のため進入することができず、非常に不便です。この辺りには銀行、役所、農協もあるので、県道からスムーズにアクセスできるよう早期着工できたらと私は思っています。

○事務局

整備に時期については、地域の様々な事情も把握させていただきながら、今後、道づくりの検討をさせていただきたいと思っておりますので、大変恐縮ではございますが、本日のところは、明確な整備時期というところまでは回答できませんので、ご承知いただければと思います。

○■■委員

浅羽支所周辺の都市計画道路の決定の経緯について補足で説明をお願いします。

○事務局

旧浅羽町においては、平成9年に浅羽東部線、諸井山の手線、芝東西線、浅岡岡山線、浅名五十岡線、諸井北小線を都市施設として都市計画決定するとともに、既成市街地に用途地域指定の都市計画決定を行ってきました。

その後、平成22年から平成25年にかけて都市計画道路の再検証を行い、交通量等で道路ネットワークを検証した結果、本日、説明させていただいたとおり芝東西線と諸井北小線は廃止、浅岡岡山線と浅名五十岡線は一部廃止、そして浅羽東部線、諸井山の手線は存続というように整理させていただきました。

先ほど、■■委員から浅名五十岡線についてご意見をいただきましたが、浅羽支所周辺については、地域拠点として機能強化を図るという視点もございます。諸井山の手線は、一本松の交差点から県道袋井大須賀線の間を建設中で、間もなく共用開始というような状況となっています。

このようなことから、今後、浅羽支所周辺のまちづくりをどのようにしていくかというところも考えていく必要がありますので、浅名五十岡線については、みちプログラムの中で適正に評価をした中で着手時期等については検討していきたいと思えます。

○■■委員

諸井山の手線の建設も進んでいますが、都市計画決定が平成9年ということで、期間

もかなり経過しています。存続となる浅名五十岡線については、整備の推進について意識して行ってほしいと思います。

○■■■委員

先ほど、防災についての話がありましたが、沿岸部に住んでいる方は、津波が来た時に山に逃げることとなります。道路を計画する時に、まちづくりや便利さだけでなくこういった防災の視点も入れて考えてほしいと思います。命山よりも山へ逃げる道路を建設するほうが現実かなと思います。

○事務局

防災の視点でご意見がありましたが、まちづくりには当然、防災の視点を入れて考えていくべきだと考えています。津波のお話しがありましたが、まずは、命を守るために命山を造らせていただきました。現在においては、財産を守るために防潮堤を建設中です。こういったハード整備と併せて、ソフト対策にも取り組んでいるところであります。

避難する道路は、とても大切な話ですので、ご意見を参考にさせていただきながら、色々な視点を持って道づくりを進めさせていただきたいと思います。

○議長

他にございませんか。特にございませんのでこれで審議を終了させていただき決を採りたいと思います。

第3号議案「中遠広域都市計画道路 村松山科線ほか7路線の変更等」、本案のとおり、了とすることにご異議がなければ、挙手をお願いします。

(委員挙手)

ありがとうございます。総員の賛同をいただきました。

第3号議案「中遠広域都市計画 川井西地区計画の決定について」は袋井市都市計画審議会条例第7条第3項に基づき、当審議会として、本案のとおり了とすることに決定し、市長にその旨を通知いたします。

○議長

以上で、本日、予定をいたしました審議事項はすべて終了いたしました。皆さん、ご協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返しします。

○事務局

委員の皆様におかれましては、議事につきまして貴重なご意見をいただきありがとうございました。また、内田会長におかれましても、議事の進行、大変ありがとうございました。

6 その他

○事務局

引き続き、次第6 その他となりますが、委員の皆様から都市計画に関するご意見・ご質問がありましたら、ここでお時間を設けたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○■■■委員

昨今、コロナの関係もあり、首都圏からの移住ということがかなり見直されているという色んなデータが出ています。袋井市では、いろいろな計画を策定していると思いますが、その中で空き家対策に関する計画がありますが、重点区域というものは定めていますか？

袋井市には、宝がたくさんあると思います。食の豊かさや田園風景の豊かさなど、すごく魅力的だと思います。区域マスタープランの中には、観光拠点のことは書かれていますが、実は、住環境においてもすごく豊かな地域だと思うので、住むという視点で市の政策として何か入れられたいと思うので、今、考えているビジョンがあれば教えてください。

○事務局

まず、空き家の関係ですが、袋井市では、平成27年に空き家の調査を行い、その結果、766戸空き家が存在し、うち管理不良の空き家が141戸、倒壊の危険がある空き家が44戸あることが確認されています。その後、平成31年3月に、空き家等対策計画を策定し、管理不良、倒壊の危険がある空き家計185戸を160戸解消していくという目標を立てています。重点区域という定めはありませんが、市内全域を対象として、目標達成に向けて取り組んでいるところであります。

また、これと併せて、空き家対策に関する補助制度を設けています。例えば、三世代同居や近居の促進、空き家を利用した魅力あるまちづくり等の補助メニューを定めております。その中では、少しメリハリをつけるため、立地適正化計画の居住誘導区域や都市機能誘導区域を対象として、国からの補助金を活用した中で、補助を交付していくような建て付けで進めております。

それから、住むという視点で市の政策として何かあったらということですが、先日、東名、新東名、国道150号とをつなぐ（都）森町袋井インター線の整備に向けた勉強会を開催いたしました。その中では、袋井市は、海があったり山があったりとそういった視点で見ますと、すごく良い環境だというような意見もございました。このような地域特有の豊さを活用した移住・定住等の政策に努めていくことは必要なことだと認識しています。

○■■■委員

事前に配布していただいた審議用の資料は、決まった書式で仕方ないと思いますが、理解するのに時間がかかってしまいます。今日は、当日配布していただいた概略版で説明をしていただいてわかりやすかったので、次回からは、この概略版も事前に配布していただくと、もっと意見がしやすいと思うのでよろしく願いいたします。

○事務局

承知いたしました。今後わかりやすい資料の作成に努めてまいります。

○■■委員

農業委員として希望をお願いします。袋井市では、現在、認定農家が210件あります。認定農家になりますと国の支援を受けることができるのですが、米関係は、助成金があるもののお茶とかそういったものには支援がありません。そのため、認定農家としてのメリットは無く、認定農家をやめる方が多くなっています。認定農家を増やすことで、今後の袋井市の農業振興につなげるため、認定農家のメリットとして、都市計画税の免除の検討をお願いしたいです。

○事務局

認定農家の居住する土地の都市計画税の免除についてですが、縦割りで大変申し訳ございませんが、都市計画税については、税務課で取り扱っていますので、そちらのほうに申し伝えさせていただきます。

○事務局

その他ございますか。

(特になし)

今後、何かございましたら課の方までご連絡いただければと思いますのでよろしくお願いたします。以上を持ちまして、審議会を閉会とさせていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございました。

以上のとおり審議がなされ、都市計画審議会は閉会した。

会議録署名人

印

印